

# 兵庫県公報

令和2年7月7日 火曜日 第120号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の指定（地域福祉課）	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定医療機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）	2
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の指定（同）	3
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定介護機関の名称等の変更、廃止及び休止の届出（同）	4
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施設機関の指定（同）	5
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に基づく指定施設機関の廃止の届出（同）	5
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	5
○土地改良区の定款の変更認可（同）	9
○急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	10
○平成21年兵庫県告示第52号（土砂災害警戒区域の指定）の一部改正（同）	10
<b>公 告</b>	
○寄附者の顕彰（秘書課）	11
○入札公告（広報戦略課）	11
○軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告（税務課）	13
○随意契約の相手方等の公示（同）	13
○土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧（砂防課）	14
○土砂災害警戒区域の改正の案の閲覧（同）	15
○土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害特別警戒区域の指定の案の閲覧（同）	15
○大規模小売店舗の変更に関する届出（都市計画課）	19
○大規模小売店舗に対する市町の意見の概要（同）	20
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（丹波県民局）	21
<b>選挙管理委員会告示</b>	
○平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	21
<b>人事委員会公告</b>	
○兵庫県職員 行政B（高卒程度）採用試験の実施	22
<b>市町村職員共済組合公告</b>	
○令和元年度決算の要旨	24
<b>一般財団法人行政書士試験研究センター公告</b>	
○令和2年度行政書士試験の実施	25
<b>正 誤</b>	
○平成21年1月16日付け兵庫県公報第2047号中	27

## 告 示

**兵庫県告示第755号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年7月7日

兵庫県知事 井戸敏三

指定医療機関

名称	所在地	指定年月日
さわだクリニック	芦屋市川西町8-12	令和2年5月1日
安井外科形成外科皮膚科	伊丹市伊丹1-13-54	同
はまだ歯科クリニック	同 市西台2-7-18 エスポワールコナカビル1階	同
ちば内科・脳神経内科クリニック	豊岡市九日市下町5-1	令和2年6月1日
ニコニコ薬局豊岡店	同 市九日市下町5-6	同
あんず子どもクリニック	宝塚市南口1-8-26 3階	令和2年5月1日
あけどクリニック	同 市小林4-7-46	同
スギ薬局宝塚南店	同 市高司5-1-17	令和2年6月1日
訪問看護ステーションなごみ	同 市安倉中6-8-6 エクセル安倉103号室	同
MV宝殿歯科	高砂市米田町島38	平成30年10月29日
同上	同上	令和2年5月1日
のりはる診療所	川西市栄町11-3 パルティK2北棟1階	同 年3月1日
川西スワン歯科・矯正歯科	同 市見野2-24-11 アークビル2F	同
双愛薬局	同 市絹延町3-26	令和2年6月1日
わかば薬局北条店	加西市北条町横尾1240	同 年5月1日
佐保堂薬局志筑店	淡路市志筑3112-56	同
井上クリニック	宍粟市山崎町御名37-1	同
訪問看護ステーションプラス	同 市山崎町山崎316-1	令和2年5月25日
ハッピースマイル歯科	同 市山崎町中井7-4 咲ランドショッピングセンター2階	同 年6月1日
むらかみ泌尿器科クリニック	神崎郡福崎町南田原2937-1	同 年5月1日



**兵庫県告示第756号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定医療機関から名称等の変更、廃止及び休止の届出があった。

令和2年7月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 名称等の変更の届出があった指定医療機関

名称	所在地	変更内容
いとう医院	芦屋市西芦屋町8-19	医療機関名称
宝塚あいわ苑訪問看護ステーション	宝塚市中筋2-10-18	所在地

2 廃止の届出があった指定医療機関

名称	所在地
さわだクリニック	芦屋市川西町8-13 2階
リズム薬局	同 市若宮町4-8-112
ひかり調剤薬局	同 市公光町10-21
安井外科形成外科皮膚科	伊丹市伊丹1-13-54
はまだ歯科クリニック	同 市西台2-3-24 メゾンサクラ1階
はまだ歯科	同 市西台2-7-18 エスポワールコナカビル1階
MV宝殿歯科	高砂市米田町島38
同上	同上
のりはる診療所	川西市栄町11-1 モザイクボックス3F
ティエス調剤薬局柏原店	丹波市柏原町柏原字深田1399-1
井上クリニック	宍粟市山崎町御名37-1
むらかみ泌尿器科クリニック	神崎郡福崎町南田原2937-1

3 休止の届出があった指定医療機関

名称	所在地
訪問看護ステーションシャイン	宝塚市亀井町10-74
西村歯科医院	美方郡香美町香住区七日市12-3



兵庫県告示第757号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、居宅介護若しくは居宅介護支援計画の作成、福祉用具の給付、施設介護、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を担当する機関を次のとおり指定した。

令和2年7月7日

兵庫県知事 井戸敏三

指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地	指定年月日
医療法人社団星晶会あおい病院	伊丹市荒牧6-14-2	医療法人社団星晶会	伊丹市桜ヶ丘1-3-23	令和2年5月1日

魚川医院	高砂市米田町米田873—2	医療法人社団魚川医院	高砂市米田町米田873—2	平成31年3月9日
白菊調剤薬局	川西市新田1—3—8	株式会社リオール白菊調剤薬局	川西市新田1—3—8	令和2年3月23日
グループホームのぞみ	丹波篠山市乾新町63—1	株式会社ゆとり	丹波篠山市住吉台56—3	同 年4月1日



**兵庫県告示第758号**

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定介護機関から名称等の変更、廃止及び休止の届出があった。

令和2年7月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 名称等の変更の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地	変更内容
メイプル	芦屋市春日町17—12	株式会社コミュニティケア	大阪市北区角田町8—47	所在地
葵リハビリ訪問看護ステーション	伊丹市中野西4—29—1—101	株式会社ネクステージ	伊丹市中野西4—29—1—101	同上
社会医療法人社団順心会介護老人保健施設高砂白寿苑	高砂市北浜町西浜字峠山773—1	社会医療法人社団順心会	加古川市別府町別府865—1	事業所名称・開設者名称
こころ	三田市弥生が丘1—4—19	株式会社WITH三田	三田市弥生が丘1—4—19	所在地
介護老人保健施設淡路白寿苑	淡路市大町畑584—6	社会医療法人社団順心会	加古川市別府町別府865—1	開設者名称

2 廃止の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地
伊丹市訪問入浴介護事業所	伊丹市中野西1—141	社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団	伊丹市広畑3—1
ナイトウメディックス株式会社	加西市三口町1257—3	ナイトウメディックス株式会社	加西市三口町1257—3
居宅介護支援事業所ひまわり	南あわじ市八木寺内347—4	社会福祉法人淡路島福祉会	南あわじ市八木寺内373—1
やすらぎ事業所	同 市八木寺内373—1	同上	同上
南淡在宅介護支援センターやすらぎ	同 市賀集野田764	同上	同上

デイサービスなのはな	川辺郡猪名川町柏梨田字前ヶ谷167-2	株式会社なのはな	川西市花屋敷1-1-19 フロス1 1階
------------	---------------------	----------	-------------------------

3 休止の届出があった指定介護機関

名称	所在地	開設者	開設者所在地
伊丹南野デイサービスセンター	伊丹市南野2-3-25	社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団	伊丹市広畑3-1
こころ	三田市南が丘1-13-16	株式会社WITH三田	三田市南が丘1-13-16



兵庫県告示第759号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、施術を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和2年7月7日

兵庫県知事 井戸敏三

指定施術機関

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
高木英行	芦屋グランツ整骨院	芦屋市公光町11-1 松田ビル1F	令和2年5月1日
仁宇将太	東加古川鍼灸整骨院	加古川市平岡町新在家1140-11-102	同年6月11日
秋山翔太	あきやま訪問治療院	川西市加茂2-1-22-305	令和元年10月24日



兵庫県告示第760号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次の指定施術機関から廃止の届出があった。

令和2年7月7日

兵庫県知事 井戸敏三

廃止の届出があった指定施術機関

施術者の氏名	施術者の住所	施術所の名称	施術所の所在地
伊藤明憲	姫路市御立中6-3-21	おおはら整骨院	揖保郡太子町東保271-1



兵庫県告示第761号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

令和2年7月7日

兵庫県知事 井戸敏三

清水新田土地改良区  
退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	荻野 榮一	明石市魚住町清水2062番地の6
同	高橋 淳	同 市魚住町清水2083番地
同	鈴木 榮	同 市魚住町清水2534番地
同	高橋 英明	同 市魚住町清水2533番地
同	高橋 正秀	同 市魚住町清水2494番地
同	荻野 啓司	同 市魚住町清水2536番地
同	澤田 義基	同 市魚住町清水1967番地の2
同	田中 真洋	同 市魚住町清水2542番地の2
同	林 秀樹	同 市魚住町清水2530番地の1
同	鈴木 宏	同 市魚住町清水2550番地の1
同	田中 秀樹	同 市魚住町清水2561番地の1
同	宮明 和彦	同 市魚住町清水2022番地
同	荻野 敏夫	同 市魚住町清水2657番地
同	高橋 光夫	同 市魚住町清水2555番地の2
同	高橋 三良	同 市魚住町清水2524番地
同	田口 博一	同 市魚住町清水2273番地の2
同	荻野 隆宏	同 市魚住町清水2532番地の3
監事	高橋 保之	同 市魚住町清水2551番地
同	鈴木 清	同 市魚住町清水2045番地の1

## 就任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	鈴木 榮	明石市魚住町清水2534番地
同	澤田 義基	同 市魚住町清水1967番地の2
同	田中 真洋	同 市魚住町清水2542番地の2
同	田中 秀樹	同 市魚住町清水2561番地の1
同	高橋 英明	同 市魚住町清水2533番地
同	田口 博一	同 市魚住町清水2273番地の2
同	林 秀樹	同 市魚住町清水2530番地の1
同	鈴木 宏	同 市魚住町清水2550番地の1
同	高橋 正秀	同 市魚住町清水2494番地
同	宮明 和彦	同 市魚住町清水2022番地
同	荻野 啓司	同 市魚住町清水2536番地
監事	高橋 光夫	同 市魚住町清水2555番地の2
同	鈴木 清	同 市魚住町清水2045番地の1

## 田鶴野東部土地改良区

## 退任役員

役員の区分	氏名	住所
理事	井川 栄治	豊岡市下鶴井1676番地の3
同	田上 基	同 市赤石273番地
同	嶋田 恒夫	同 市下鶴井1910番地の1
同	小川 勇	同 市山本60番地
同	安居 幸雄	同 市金剛寺482番地の3
同	杉立 伸一	同 市下鶴井2108番地
同	伊崎 和博	同 市森14番地の5
同	小谷 正行	同 市赤石220番地
同	村田 正樹	同 市野上1120番地
同	松本 裕之	同 市野上89番地
監事	大岸 秀嘉	同 市下鶴井1962番地
同	小崎 富士夫	同 市野上569番地

同	中 島 義 道	同 市山本109番地
就任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	井 川 栄 治	豊岡市下鶴井1676番地の3
同	杉 立 伸 一	同 市下鶴井2108番地
同	嶋 田 恒 夫	同 市下鶴井1910番地の1
同	小 谷 正 行	同 市赤石220番地
同	仲 島 徹	同 市赤石122番地
同	松 本 裕 之	同 市野上89番地
同	村 田 憲 夫	同 市野上1134番地
同	安 井 政 美	同 市森45番地
同	小 川 勇	同 市山本60番地
同	安 居 幸 雄	同 市金剛寺482番地の3
監 事	村 田 正 樹	同 市野上1120番地
同	大 岸 秀 嘉	同 市下鶴井1962番地
同	矢 崎 章 司	同 市宮島249番地の2

志方町東土地改良区

退任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	金 澤 寛	加古川市志方町細工所478番地の1
同	上 野 幹 夫	同 市志方町岡341番地
同	上 野 廣 司	同 市志方町岡358番地
同	堀 井 弘 幸	同 市志方町廣尾1131番地
同	後 藤 良 一	同 市志方町廣尾1438番地
同	原 敏 郎	同 市志方町高畑475番地の2
同	横 山 勉	同 市志方町高畑605番地
同	横 山 公 一	同 市志方町高畑509番地
監 事	黒 田 文 隆	同 市志方町細工所143番地
同	小 林 正	同 市志方町岡83番地
同	小 林 賢 一	同 市志方町廣尾1148番地
同	後 藤 悟	同 市志方町廣尾1384番地の2
同	原 邦 仁	同 市志方町高畑409番地

就任役員		
役員の区分	氏 名	住 所
理 事	金 澤 寛	加古川市志方町細工所478番地の1
同	小 林 孝 之	同 市志方町岡87番地
同	上 野 洋 一	同 市志方町岡200番地
同	粕 谷 光	同 市志方町廣尾1125番地
同	後 藤 良 一	同 市志方町廣尾1438番地
同	原 敏 郎	同 市志方町高畑475番地の2
同	横 山 勉	同 市志方町高畑605番地
同	横 山 公 一	同 市志方町高畑509番地
監 事	黒 田 文 隆	同 市志方町細工所143番地
同	小 林 正	同 市志方町岡83番地
同	小 林 賢 一	同 市志方町廣尾1148番地
同	後 藤 悟	同 市志方町廣尾1384番地の2
同	原 邦 仁	同 市志方町高畑409番地

加古川六ヶ井土地改良区

退任役員		
役員の区分	氏 名	住 所

理 事	中 住 孝 三	高砂市中島1丁目18番16号
同	鹿 野 弘	同 市高砂町木曾町1番24号
同	濱 野 義 弘	同 市荒井町千鳥2丁目1番12号
同	小 西 光 雄	同 市荒井町小松原3丁目9番8号
同	石 原 善 久	同 市米田町古新260番地の1
同	松 本 稔	同 市米田町米田新85番地
同	足 立 泰 志	同 市今市1丁目1番38号
監 事	岡 田 幸 三	同 市高砂町浜田町1丁目3番14号
同	吉 田 正 俊	同 市荒井町扇町17番30号
同	松 本 宏	同 市荒井町小松原3丁目9番6号
同	池 上 和 男	同 市中島1丁目11番13号

就任役員

役員の区分

	氏 名	住 所
理 事	吉 田 正 俊	高砂市荒井町扇町17番30号
同	鹿 野 弘	同 市高砂町木曾町1番24号
同	三 好 保 昌	同 市荒井町小松原2丁目8番21号
同	山 脇 和 彦	同 市米田町古新368番地
同	穴 田 正 平	同 市米田町米田新173番地の1
同	田 代 和 文	同 市今市1丁目1番55号
同	池 上 和 男	同 市中島1丁目11番13号
監 事	岡 田 幸 三	同 市高砂町浜田町1丁目3番14号
同	大 濱 正 則	同 市荒井町千鳥2丁目21番3号
同	三 好 啓 一	同 市荒井町小松原4丁目114番地の7
同	尾 野 英 夫	同 市中島1丁目1番20号

上部井土地改良区

退任役員

役員の区分

	氏 名	住 所
理 事	増 田 義 明	加古川市西神吉町岸479番地の1
同	井 郷 豊 嗣	同 市東神吉町神吉195番地の1
同	今 竹 一 史	高砂市米田町米田751番地
同	位 田 篤 男	同 市伊保3丁目9番3号
同	喜 多 正 人	加古川市東神吉町砂部173番地
同	竹 本 利 彦	同 市西神吉町大国396番地の2
同	長谷川 正 彦	同 市東神吉町西井ノ口103番地の5
同	三 浦 紀 道	高砂市神爪5丁目11番5号
同	西 村 一 志	同 市米田町島561番地
同	井 村 丹 之	同 市米田町米田886番地の4
同	位 田 貴 佳	同 市伊保5丁目9番10号
同	池 野 増 男	同 市中筋4丁目3番36号
同	岸 田 直 樹	同 市中筋2丁目2番25号
同	長 田 壽 之	同 市曾根町1907番地
同	前 橋 秀 夫	同 市曾根町2188番地
監 事	植 田 儀 一	加古川市西神吉町中西293番地の1
同	中 谷 隆	同 市米田町平津574番地
同	松 本 隆 夫	高砂市阿弥陀町阿弥陀13番地の5

就任役員

役員の区分

	氏 名	住 所
理 事	増 田 義 明	加古川市西神吉町岸479番地の1
同	井 郷 豊 嗣	同 市東神吉町神吉195番地の1
同	高 田 厚	高砂市米田町塩市108番地の6



同	池 野 増 男	同 市中筋4丁目3番36号
同	喜 多 正 人	加古川市東神吉町砂部173番地
同	岸 本 廣 三	同 市西神吉町大国377番地の1
同	長谷川 正 彦	同 市東神吉町西井ノ口103番地の5
同	中 谷 隆	同 市米田町平津574番地
同	西 村 一 志	高砂市米田町島561番地
同	三 浦 紀 道	同 市神爪5丁目11番5号
同	中 森 均	同 市伊保東1丁目3番7号
同	原 雅 俊	同 市伊保2丁目2番31号
同	岸 田 直 樹	同 市中筋2丁目2番25号
同	北 野 益 生	同 市曾根町1334番地の1
同	榮 井 彰 成	同 市曾根町1864番地の5
監 事	植 田 儀 一	加古川市西神吉町中西293番地の1
同	西 谷 勲	高砂市米田町米田674番地
同	原 香	同 市阿弥陀町南池244番地の1

兵庫県天満大池土地改良区

退任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

氏 名

西 澤 一 弘

小 西 昇

池 田 耕 三

中 本 孝 一

山 崎 一 史

有 馬 光 雄

高 橋 秀 一

三 又 一 史

井 上 和 也

平 田 計 次

田 中 志 希 一

山 本 秀 雄

住 所

加古郡稲美町六分一377番地の2

同 郡同 町岡204番地

同 郡同 町森安93番地の5

同 郡同 町六分一357番地の1

同 郡同 町六分一612番地の6

同 郡同 町中村189番地の1

同 郡同 町中村1398番地の16

同 郡同 町国安858番地の3

同 郡同 町中村772番地

同 郡同 町中村1015番地

同 郡同 町国安425番地

同 郡同 町六分一304番地

就任役員

役員の区分

理 事

同

同

同

同

同

同

同

同

同

監 事

同

同

氏 名

西 澤 一 弘

大 西 富美夫

池 田 耕 三

山 崎 一 史

大 西 俊 彰

吉 田 幸 男

高 橋 秀 一

三 又 一 史

井 上 和 也

平 田 計 次

大 西 一 史

山 本 真 也

小 嶋 孝 雄

住 所

加古郡稲美町六分一377番地の2

同 郡同 町国安470番地

同 郡同 町森安93番地の5

同 郡同 町六分一612番地の6

同 郡同 町六分一381番地

同 郡同 町中村93番地

同 郡同 町中村1398番地の16

同 郡同 町国安858番地の3

同 郡同 町中村772番地

同 郡同 町中村1015番地

同 郡同 町岡167番地

同 郡同 町六分一1012番地の3

加古川市米田町平津439番地の7

ファーミンズペリオ加古川1012号



兵庫県告示第762号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年7月7日

兵庫県知事 井戸敏三

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市押部土地改良区	令和2年6月2日
中筋北部土地改良区	同 月5日
口塩久矢ノ内土地改良区	同 月22日
下新庄土地改良区	同
神戸市細田土地改良区	令和2年6月23日
神戸市上津橋土地改良区	同
野瀬土地改良区	令和2年6月24日
曾地土地改良区	同



**兵庫県告示第763号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

令和2年7月7日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
三宅(3)	豊岡市		三宅	御所谷 小林	86番1の一部、86番2、86番3の一部、86番6、86番9 934番の一部、935番の一部、943番1の一部、945番1、945番2、946番1、947番、948番3、948番4、948番6、948番8、948番9、954番2の一部、955番2、955番7、956番1、957番1、957番2、961番1、961番4、962番の一部、948番3から948番8に至る地先の道路敷、954番2地先の水路敷の一部



**兵庫県告示第764号**

平成21年兵庫県告示第52号（土砂災害警戒区域の指定）の一部を次のように改正する。

令和2年7月7日

兵庫県知事 井戸敏三

- 龍泉(2)Ⅰ(109000010)の項中「龍泉(2)Ⅰ」を「竜泉(2)Ⅰ」に改め、別図10を次の図面のとおり改める。
- 龍泉(3)Ⅰ(109000011)の項中「龍泉(3)Ⅰ」を「竜泉(3)Ⅰ」に改め、別図11を次の図面のとおり改める。
- 龍泉(1)Ⅰ(109000012)の項中「龍泉(1)Ⅰ」を「竜泉(1)Ⅰ」に改め、別図12を次の図面のとおり改める。
- 龍泉(4)Ⅰ(109000070)の項中「龍泉(4)Ⅰ」を「竜泉(4)Ⅰ」に改め、別図69を次の図面のとおり改める。
- 龍泉(1)Ⅱ(109000132)の項中「龍泉(1)Ⅱ」を「竜泉(1)Ⅱ」に改め、別図131を次の図面のとおり改める。
- 龍泉(2)Ⅱ(109000133)の項中「龍泉(2)Ⅱ」を「竜泉(2)Ⅱ」に改め、別図132を次の図面のとおり改める。
- 龍泉(4)Ⅱ(109000139)の項中「龍泉(4)Ⅱ」を「竜泉(4)Ⅱ」に改め、別図138を次の図面のとおり改める。

龍泉(5)Ⅱ(109000162)の項中「龍泉(5)Ⅱ」を「竜泉(5)Ⅱ」に改め、別図161を次の図面のとおり改める。  
 龍泉町(1)Ⅲ(109000177)の項中「龍泉町(1)Ⅲ」を「竜泉町(1)Ⅲ」に改め、別図176を次の図面のとおり改める。  
 龍泉町(2)Ⅲ(109000179)の項中「龍泉町(2)Ⅲ」を「竜泉町(2)Ⅲ」に改め、別図178を次の図面のとおり改める。  
 龍泉町(3)Ⅲ(109000202)の項中「龍泉町(3)Ⅲ」を「竜泉町(3)Ⅲ」に改め、別図201を次の図面のとおり改める。  
 龍泉町Ⅰ(209000023)の項中「龍泉町Ⅰ」を「竜泉町Ⅰ」に改め、別図224を次の図面のとおり改める。  
 龍泉町2Ⅰ(209000027)の項中「龍泉町2Ⅰ」を「竜泉町2Ⅰ」に改め、別図228を次の図面のとおり改める。  
 龍泉町3Ⅱ(209000061)の項中「龍泉町3Ⅱ」を「竜泉町3Ⅱ」に改め、別図262を次の図面のとおり改める。  
 龍泉町4Ⅱ(209000062)の項中「龍泉町4Ⅱ」を「竜泉町4Ⅱ」に改め、別図263を次の図面のとおり改める。

(「次の図面」は省略し、兵庫県県土整備部土木局砂防課、西播磨県民局光都土木事務所及び相生市役所に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

寄附者の顕彰

兵庫県等への寄附に係る顕彰実施要綱に基づき、次の者を顕彰した。

令和2年7月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 氏名及び住所

AKASAKA双樹合同会社	東京都港区
株式会社西山工務店	美方郡香美町
公益財団法人三木瀧蔵奨学財団	神戸市中央区
株式会社神崎組	姫路市
Yahoo!基金	東京都千代田区

2 功績内容

兵庫県政の推進のため、私財を寄附し功績顕著である。



入札公告

インターネットを活用した県広報媒体等効果測定調査に関する業務に係る一般競争入札を次のとおり実施する。

令和2年7月7日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

1 調達内容

- (1) 業務件名  
インターネットを活用した県広報媒体等効果測定調査に関する業務
- (2) 仕様  
入札説明書による
- (3) 履行期間  
契約の日から令和3年3月31日(水)まで
- (4) 履行場所  
兵庫県(以下「県」という。)が指示する場所
- (5) 入札方法  
上記(1)について入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額

(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、県の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で下記3(3)の入札開始日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書(以下「申込書」という。)の提出期限日及び当該入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## 3 入札書の提出場所等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部知事公室広報戦略課広報戦略班 担当 高見  
電話 (078) 362-9030

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
令和2年7月7日(火)から同月21日(火)まで(土曜日及び日曜日を除く。)  
午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 入札・開札の日時及び場所  
令和2年7月31日(金)午前11時 兵庫県2号館4階記者会見室

### (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、令和2年7月30日(木)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

## 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

### (2) 入札保証金

契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を令和2年7月30日(木)午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が契約希望金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となる。

### (3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

### (4) 入札者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、申込書を令和2年7月21日(火)午後5時までに前記3(1)の場所に提出すること。

イ 入札に参加する者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し、説明を求められた場合はそれに応じること。

### (5) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の日時及び場所に到達していること。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日までに提出されていること。

と。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険契約が契約締結予定日まであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(4) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した役務を提供できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。



**軽油引取税に係る免税軽油使用者証の無効公告**

次に掲げる免税軽油使用者証は、紛失の日から無効とする。

令和2年7月7日

兵庫県知事 井戸敏三

免税軽油使用者証

業種	記号・番号	有効期限	使用者の住所	交付県民局、 県民センター	紛失年月
農業	A299043	令和3年3月31日	淡路市	淡路県民局	令和元年12月
農業	A298713	令和3年3月28日	南あわじ市	淡路県民局	令和元年11月



**随意契約の相手方等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の随意契約の相手方等について、次のとおり公示する。

令和2年7月7日

契約担当者

兵庫県知事 井戸敏三

- 随意契約に係る物品等又は役務の名称及び数量  
株式会社三井住友銀行から送付される収納済通知書等による収納データの作成業務  
県税に係る申告書等による課税データ等の作成業務
- 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

兵庫県企画県民部企画財政局税務課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

- 3 随意契約の相手方を決定した日  
令和2年4月1日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所  
株式会社さくらケーシーエス 神戸市中央区播磨町21番1
- 5 随意契約に係る契約金額  
93,607,181円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約をした理由  
政府調達に関する協定第13条第1項(b)による。



**土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領に基づく土砂災害警戒区域の指定の案の閲覧**

土砂災害警戒区域等の指定手続に関する要領（以下「要領」という。）第4条第1項の規定により、土砂災害警戒区域の指定の案を、次のとおり閲覧に供する。

なお、指定しようとする区域内に存する土地若しくは建築物の所有者、管理者又は占有者は、閲覧期間の満了の日まで、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

令和2年7月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
明泉寺(5) I (101040161)	神戸市長田区明泉寺町2丁目（別図1のとおり）	急傾斜地の崩壊
上池田(4) I (101040162)	神戸市長田区上池田3丁目（別図2のとおり）	急傾斜地の崩壊
明泉寺(1) I-2 (101040163)	神戸市長田区明泉寺町3丁目（別図3のとおり）	急傾斜地の崩壊
花山(1) I-2 (101040164)	神戸市長田区花山町1丁目（別図4のとおり）	急傾斜地の崩壊
長田天神町(10) I-2 (101040165)	神戸市長田区長田天神町5丁目（別図5のとおり）	急傾斜地の崩壊
高取山(4) I-2 (101040166)	神戸市長田区高取山町1丁目（別図6のとおり）	急傾斜地の崩壊
池田谷町 I-2 (101040167)	神戸市長田区上池田4丁目（別図7のとおり）	急傾斜地の崩壊
高取山(1) I-2 (101040168)	神戸市長田区高取山町2丁目（別図8のとおり）	急傾斜地の崩壊

（別図1から別図8までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。）

- 2 指定の案の閲覧期間  
令和2年7月15日（水）から同月29日（水）まで
- 3 指定の案の閲覧場所  
兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市建設局防災課、西部建設事務所及び長田区役所総務課



令和2年7月7日

兵庫県知事 井戸 敏三

## 1 指定しようとする区域の名称等

名 称	指 定 の 区 域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
長田天神町(4) I (101040001)	神戸市長田区長田天神町7丁目(別図1のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図1のとおり
長田天神町(5) I (101040002)	神戸市長田区長田天神町7丁目(別図2のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図2のとおり
長田天神町(6) I (101040003)	神戸市長田区長田天神町7丁目(別図3のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図3のとおり
滝谷(1) I (101040004)	神戸市長田区滝谷町2丁目(別図4のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図4のとおり
滝谷(2) I (101040005)	神戸市長田区滝谷町3丁目(別図5のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図5のとおり
源平(1) I (101040006)	神戸市長田区源平町(別図6のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図6のとおり
鶯町(4) I (101040016)	神戸市長田区鶯町4丁目(別図7のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図7のとおり
桧川(4) I (101040021)	神戸市長田区桧川町3丁目(別図8のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図8のとおり
雲雀ヶ丘(1) I (101040023)	神戸市長田区雲雀ヶ丘1丁目(別図9のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図9のとおり
雲雀ヶ丘(2) I (101040024)	神戸市長田区雲雀ヶ丘1丁目(別図10のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図10のとおり
雲雀ヶ丘(3) I (101040025)	神戸市長田区雲雀ヶ丘2丁目(別図11のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図11のとおり
雲雀ヶ丘(4) I (101040026)	神戸市長田区雲雀ヶ丘3丁目(別図12のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図12のとおり
萩乃(2) I (101040034)	神戸市長田区萩乃町3丁目(別図13のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図13のとおり
萩乃(3) I (101040035)	神戸市長田区萩乃町3丁目(別図14のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図14のとおり
雲雀ヶ丘Ⅲ (101040042)	神戸市長田区雲雀ヶ丘1丁目(別図15のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図15のとおり
長田天神町(7) I (101040043)	神戸市長田区長田天神町6丁目(別図16のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図16のとおり
明泉寺(1) I (101040045)	神戸市長田区明泉寺町3丁目(別図17のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図17のとおり



丸山(2) I (101040048)	神戸市長田区丸山町1丁目 (別図18のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図18のとおり
堀切(1) I (101040049)	神戸市長田区堀切町(別図19 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図19のとおり
西丸山(2) I (101040052)	神戸市長田区西丸山町3丁目 (別図20のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図20のとおり
花山(1) I (101040053)	神戸市長田区花山町1丁目 (別図21のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図21のとおり
花山(3) I (101040055)	神戸市長田区花山町2丁目 (別図22のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図22のとおり
鹿松(2) I (101040058)	神戸市長田区鹿松町2丁目 (別図23のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図23のとおり
鹿松(4) I (101040060)	神戸市長田区鹿松町2丁目 (別図24のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図24のとおり
高東町(6) I (101040066)	神戸市長田区高東町3丁目 (別図25のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図25のとおり
高東町(8) I (101040068)	神戸市長田区高東町3丁目 (別図26のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図26のとおり
東丸山Ⅱ (101040076)	神戸市長田区東丸山町(別図 27のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図27のとおり
長田天神町(1) I (101040084)	神戸市長田区長田天神町3 丁目(別図28のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図28のとおり
長田天神町(10) I (101040089)	神戸市長田区長田天神町5 丁目(別図29のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図29のとおり
西山(1) I (101040097)	神戸市長田区西山町4丁目 (別図30のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図30のとおり
西山(4) I (101040100)	神戸市長田区西山町4丁目 (別図31のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図31のとおり
宮丘(1) I (101040101)	神戸市長田区宮丘町1丁目 (別図32のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図32のとおり
宮丘(2) I (101040102)	神戸市長田区宮丘町1丁目 (別図33のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図33のとおり
宮丘(3) I (101040103)	神戸市長田区宮丘町1丁目 (別図34のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図34のとおり
宮丘(4) I (101040104)	神戸市長田区宮丘町2丁目 (別図35のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図35のとおり
高取山(4) I (101040105)	神戸市長田区高取山町1丁 目(別図36のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図36のとおり
高取山(5) I (101040106)	神戸市長田区高取山町1丁 目(別図37のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図37のとおり

西山町Ⅱ (101040112)	神戸市長田区西山町4丁目 (別図38のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図38のとおり
長者(3)Ⅱ (101040113)	神戸市長田区長者町(別図39 のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図39のとおり
池田宮町(1)Ⅱ (101040114)	神戸市長田区池田宮町(別図 40のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図40のとおり
池田宮町(2)Ⅱ (101040115)	神戸市長田区池田宮町(別図 41のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図41のとおり
池田宮町(3)Ⅱ (101040116)	神戸市長田区池田宮町(別図 42のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図42のとおり
池田宮町(4)Ⅱ (101040117)	神戸市長田区池田宮町(別図 43のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図43のとおり
高取山(2)Ⅱ (101040120)	神戸市長田区高取山町(別図 44のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図44のとおり
池田谷町Ⅰ (101040122)	神戸市長田区上池田4丁目 (別図45のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図45のとおり
上池田(2)Ⅰ (101040124)	神戸市長田区上池田4丁目 (別図46のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図46のとおり
池田経町Ⅰ (101040128)	神戸市長田区池田経町(別図 47のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図47のとおり
大谷町(2)Ⅰ (101040130)	神戸市長田区大谷町2丁目 (別図48のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図48のとおり
大谷町(4)Ⅰ (101040132)	神戸市長田区大谷町3丁目 (別図49のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図49のとおり
大谷町(5)Ⅰ (101040133)	神戸市長田区大谷町3丁目 (別図50のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図50のとおり
高取山(1)Ⅰ (101040135)	神戸市長田区高取山町2丁 目(別図51のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図51のとおり
高取山(6)Ⅰ (101040138)	神戸市長田区高取山町(別図 52のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図52のとおり
高取山(7)Ⅰ (101040139)	神戸市長田区高取山町2丁 目(別図53のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図53のとおり
長尾(1)Ⅰ (101040141)	神戸市長田区長尾町2丁目 (別図54のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図54のとおり
上池田(2)Ⅰ (101040146)	神戸市長田区上池田3丁目 (別図55のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図55のとおり
池田寺Ⅰ (101040147)	神戸市長田区池田寺町(別図 56のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図56のとおり
池田上Ⅰ (101040148)	神戸市長田区池田上町(別図 57のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図57のとおり

大谷Ⅰ (101040149)	神戸市長田区大谷町3丁目 (別図58のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図58のとおり
大谷町Ⅱ (101040154)	神戸市長田区大谷町3丁目 (別図59のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図59のとおり
高取山(7)Ⅱ (101040158)	神戸市長田区高取山町(別図 60のとおり)	急傾斜地の崩壊	別図60のとおり

(別図1から別図60までは省略し、3に記載する場所に備え置いて閲覧に供する。)

2 指定の案の閲覧期間

令和2年7月15日(水)から同月29日(水)まで

3 指定の案の閲覧場所

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課、神戸市建設局防災課、西部建設事務所及び長田区役所総務課

4 意見書に関する事項

(1) 様式

要領第5条第2項の規定により定める様式

(2) 提出先

兵庫県神戸県民センター神戸土木事務所公園砂防課

〒653-0055 神戸市長田区浪松町3-2-5

(3) 提出期限

令和2年7月29日(水)まで(当日消印有効)

(4) 意見要旨及び県の考え方の公表

提出された意見の要旨及びこれに対する兵庫県の考え方は、令和2年9月28日(月)までに、3に記載する場所において閲覧に供し、及び兵庫県ホームページに掲載し、公表する。



**大規模小売店舗の変更に関する届出**

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べるができる。

令和2年7月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン氷上ショッピングセンター

所在地 丹波市氷上町石生字牛ノ木2011番2ほか5筆

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加栗章男

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	加栗章男
株式会社蔵王	大阪市中央区錦屋町1-1-1 愛知ビル3F	菊池温以

イ 変更後

名称	住所	代表者の氏名
マックスバリュ西日本株式会社	広島市南区段原南一丁目3番52号	平尾健一

4 変更年月日

令和元年9月10日ほか

5 届出年月日

令和2年6月10日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び丹波県民局丹波土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和2年7月7日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

令和2年11月9日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号



**大規模小売店舗に対する市町の意見の概要**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。

なお、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和2年7月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 (仮称) 鳴尾駅前商業施設

所在地 西宮市里中町三丁目118ほか

2 法第8条第1項の規定により西宮市から聴取した意見の概要

(1) 駐車場に係る事項

来退店車両に対しては、必要に応じて交通誘導員を配置するなど、円滑に場内誘導されたい。

(2) 駐輪場に係る事項

ア 周辺道路への違法駐輪の防止を徹底するなど、周辺地域の円滑な交通環境を確保するように十分配慮されたい。

イ 計画台数以上に駐輪場の需要が発生した場合は、自己の敷地内で責任を持って駐輪場を確保されたい。

(3) 来退店経路等に係る事項

ア 駐車場出入口に交通誘導員を配置するなど、適切な交通誘導を行われたい。

イ 来退店車両や荷さばき車両等が周辺の生活道路内に入り込まないように、適切な交通誘導計画を行われたい。

ウ 開店後に交通安全上において問題が生じた場合は、直ちに対策を講じられたい。

エ 車両出入口の間口の長さやポストコーンの設置については、別途協議を行われたい。

(4) 廃棄物に係る事項

ア 「廃棄物減量化等計画書兼廃棄物管理責任者選任（変更）届出書」を提出されたい。

イ 法令等に基づき、店舗の産業廃棄物、一般廃棄物を適正に処理されたい。

ウ 事業系一般廃棄物の減量のため、ダンボールやOA用紙などの再資源化可能古紙類は分別し、リサイ

クルされたい。

エ 店舗から排出する一般廃棄物の排出量や推移を自社や管理会社にて把握されたい。

オ 市が貴社、管理会社及び店舗に、一般廃棄物の排出状況について訪問調査、照会等を依頼した場合には、協力されたい。

(5) 騒音に係る事項

ア 搬出入車両等や荷物の積み下ろしに伴う騒音は、本来規制の対象ではないが、作業の時間帯を考慮する、隣接する住居から離れた場所で作業を行うなど、近隣に十分配慮されたい。

イ 搬出入車両等を含め、アイドリングしないよう看板等で啓発されたい。

(6) 街並みづくりに係る事項

ア 屋外広告物を設置する場合は、事前に協議を行われたい。

イ 屋外広告物の設置を計画する際には、屋外広告物の位置、形状、面積、材料、色彩、意匠等は周辺の景観と調和するものとし、建築物に表示又は設置する広告物については、建築物の規模及び意匠との調和に配慮されたもので、一体感のある形状とされたい。

ウ 道路上に看板類（のぼり等）を設置することのないようにされたい。

(7) その他の事項

計画区域北東に隣接する駐輪場について協議されたい。

3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神北県民局宝塚土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

令和2年7月7日から1月間



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和2年7月7日

兵庫県知事 井戸敏三

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

丹波篠山市味間北字山立ノ坪1172番、1173番、1321番の一部

同 市味間奥字賤ノ坪1675番、1678番の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称

丹波篠山市味間北864番地

株式会社テクノワーク 代表取締役 梶原康弘

3 許可年月日及び許可番号

令和2年5月26日

兵庫県指令丹波（丹土）（建）第1-3-2号（1丹波篠山）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第30号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第13条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設を指定したので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

令和2年7月7日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 石堂則本

2 老人ホームの表神戸市の項中

「

イリーゼ神戸青木	同 市東灘区青木2丁目4-26
----------	-----------------

」

を

「

イリーゼ神戸青木	同 市東灘区青木2丁目4-26
介護付有料老人ホーム チャームプレミア 御影	同 市東灘区住吉本町3丁目13-7

」

に改める。

人事委員会公告

兵庫県職員 行政B（高卒程度）採用試験の実施

兵庫県職員 行政B（高卒程度）採用試験を次のとおり実施する。

令和2年7月7日

兵庫県人事委員会

1 試験職種、採用予定人員及び受験資格

試験職種	採用予定人員	受験資格
(1) 一般事務職 (2) 警察事務職 (3) 教育事務職 (4) 農学職 (5) 林学職 (6) 総合土木職 (7) 小中学校事務職 (市町組合立小中学校等)	8名程度 6名程度 5名程度 2名程度 1名程度 2名程度 6名程度	1 年齢制限 次に掲げる者とする。 平成11年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者（令和3年4月1日現在で18歳から21歳までの者） なお、定時制及び通信制の高等学校に在学する者（高等学校卒業以上の学歴を有する者は除く。）に限り、平成2年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者（令和3年4月1日現在で18歳から30歳までの者）とする。 ただし、次のいずれかに該当する者は受験できない。 (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学（短期大学を除く。）及びこれと同等と認められる大学校等を卒業した者 (2) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）及びこれと同等と認められる大学校等の在学期間（休学期間を除く。）が通算して2年を超える者 (3) 学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）及びこれと同等と認められる大学校等の第3年次以上に現に在学し、又は在学したことがある者 (4) 外国における大学等を卒業した者（令和3年3月31日までに卒業する見込みの者を含む。）で学校教育における16年の課程を修了した者（令和3年3月31日までに当該課程を修了する見込みの者を含む。）

備考 次に掲げる者は、この試験を受けることができない。

- 1 日本国籍を有しない者  
(一般事務職、警察事務職及び教育事務職に限る。)
- 2 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する者
  - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - (2) 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

(3) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 2 試験日及び試験会場

区分	試験日	試験会場
筆記試験	令和2年9月27日(日)	神戸会場：兵庫県立大学神戸商科キャンパス 豊岡会場：兵庫県立豊岡高等学校
面接試験	令和2年10月26日(月)から同月30日(金)までのうち指定する1日	神戸市内

## 3 試験の方法

### (1) 筆記試験

(事務系職種)

#### ア 教養試験

高等学校卒業程度の一般教養について択一式により試験を行う。

#### イ 論文試験

一般的な課題により高等学校卒業程度の理解力・判断力、独創性・説得力及び文章表現力・文章構成力について試験を行う。

#### ウ 作文試験

受験者のこれまでの経験等に関する課題により高等学校卒業程度の理解力・判断力、独創性・説得力及び文章表現力・文章構成力について試験を行う。

(技術系職種)

#### ア 教養試験

高等学校卒業程度の一般教養について択一式により試験を行う。

#### イ 専門試験

職種に必要な高等学校卒業程度の専門的知識について択一式により試験を行う。

#### ウ 論文試験

一般的な課題により高等学校卒業程度の理解力・判断力、独創性・説得力及び文章表現力・文章構成力について試験を行う。

### (2) 面接試験

筆記試験合格者に対して行う。

#### ア 口述試験

個別面接①及び個別面接②により試験を行う。

#### イ 適性検査

職務の遂行に必要な適性について検査を行う。

## 4 合格者の発表

### (1) 筆記試験

令和2年10月16日(金)午後3時  
兵庫県ホームページに掲載する。

### (2) 面接試験

令和2年11月13日(金)午後3時  
兵庫県人事委員会事務局において掲示、兵庫県ホームページに掲載するとともに最終合格者に通知する。

## 5 申込手続及び受付期間

(1) 申込書は、兵庫県人事委員会事務局、各県民局等で配布する。郵送を希望する場合は、140円分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号封筒)を同封のうえ、「行政B請求」と朱書きし、兵庫県人事委員会事務局へ請求すること。

また、インターネットの兵庫県職員採用情報のホームページでも受験申込書の配布を行う。

アドレス [https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/pc01\\_000000032.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/pc01_000000032.html)

### (2) 申込方法

ア インターネットによる場合

「兵庫県電子申請システム」を利用して、画面の指示に従って申し込むこと。受験票は、申込受付後、令和2年9月17日（木）頃に発行する。

アドレス [https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/pc01\\_000000078.html](https://web.pref.hyogo.lg.jp/ji01/pc01_000000078.html)

イ 郵送による場合

所定の申込書に必要事項を記入し、写真（申込前6箇月以内に撮った上半身正面無帽の縦4センチメートル・横3センチメートルの大きさのもの）を貼り、兵庫県人事委員会事務局へ提出すること（配達記録又は簡易書留を推奨）。受験票は、申込受付後、令和2年9月17日（木）頃に発送する。

(3) 受付期間

ア インターネットによる場合

令和2年8月6日（木）午前9時から同年9月10日（木）午後5時まで（受信有効）

イ 郵送による場合

令和2年8月6日（木）から同年9月10日（木）まで（消印有効）

6 その他

最終合格者は、区分・試験職種ごとの採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じ、成績順に提示され採用者が決定される。

なお、名簿は確定の日から令和4年3月31日まで有効とする。

7 試験についての問い合わせ先

兵庫県人事委員会事務局任用課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 (078) 341-7711 内線5920、5921

市町村職員共済組合公告

令和元年度決算の要旨

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第3項の規定により、令和元年度決算の要旨を公告する。

令和2年7月7日

兵庫県市町村職員共済組合  
理事長 多次勝昭

1 損益計算書の要旨

(単位：千円)

経理区分	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過的長期	退職等年金 預託金管理	経過的長期 預託金管理	業務	保健	ゆめ春来	ひょうご 共済会館	貯金	貸付
負担金	12,756,205	35,067,657	1,823,138	279,380			448,003	445,092				
掛金（組合員保険料）	12,845,213	22,216,291	1,823,120					435,347				
施設収入及び商品売上									200,527	123,925		
利息及び配当金					1,360	85,894	358	1,290	233	218	1,135,946	192
その他収入	1,725,788						187,766	341	763	2,719	11,561	33,688
他経理からの繰入金							3,858		43,174	14,652		
前年度支払準備金	1,776,995											
計	29,104,201	57,283,948	3,646,258	279,380	1,360	85,894	639,985	882,070	244,697	141,514	1,147,507	33,880
給付金	11,965,115											
役員給与							221,386	15,612			20,497	13,660
旅費及び事務費							34,358	6,665	1,469	807	2,269	1,217
商品仕入									6,893	232		
飲食材料費									41,796	13,456		
委託費							36,810	1,484	91,144	73,174		
支払利息					1,360	85,894					1,001,338	1,360
連合会払込金	327,286											1,912
前期高齢者納付金	5,495,575											
後期高齢者支援金	5,341,572											
病床転換支援金	25											
老人保健拠出金												
退職者給付拠出金	514											
他経理への繰入金	3,858							57,826				
その他支出	4,257,052	57,283,948	3,646,258	279,380			331,451	811,313	125,875	57,017	7,954	6,867
次年度支払準備金	1,795,736											
計	29,186,733	57,283,948	3,646,258	279,380	1,360	85,894	624,005	892,900	267,177	144,686	1,032,058	25,016
差引当期利益又は当期損失金(△)	△ 82,532	0	0	0	0	0	15,980	△ 10,830	△ 22,480	△ 3,172	115,449	8,864

2 貸借対照表の要旨



(単位：千円)

経理区分	短期	厚生年金保険	退職等年金	経過の長期	退職等年金 預託金管理	経過の長期 預託金管理	業務	保健	ゆめ春来	ひょうご 共済会館	貯金	貸付
資産												
流動資産	4,012,535	3,417,418	229,487	1,720	26,584	40,302	1,878,278	3,225,397	1,117,768	548,339	8,275,578	503,342
固定資産						5,598,488	3,210	114,855	1,091,807	1,143,262	132,367,000	2,510,322
繰延資産							6,907					4,851
資産合計	4,012,535	3,417,418	229,487	1,720	26,584	5,638,790	1,888,395	3,340,252	2,209,575	1,691,601	140,642,578	3,018,515
負債												
流動負債	132,289	3,417,418	229,487	1,720			24,220	74,427	26,264	13,085	127,333,750	95
固定負債	1,795,736				26,584	5,638,790	276,881	34,985			40,553	91,160
負債合計	1,928,025	3,417,418	229,487	1,720	26,584	5,638,790	301,101	109,412	26,264	13,085	127,374,303	91,255
資本												
資本剰余金								122,268	2,134,506	1,449,366		
積立金												
利益剰余金	2,084,510						1,587,294	3,108,572	48,805	229,150	13,268,275	2,927,260
資本合計	2,084,510	0	0	0	0	0	1,587,294	3,230,840	2,183,311	1,678,516	13,268,275	2,927,260
負債・資本合計	4,012,535	3,417,418	229,487	1,720	26,584	5,638,790	1,888,395	3,340,252	2,209,575	1,691,601	140,642,578	3,018,515

一般財団法人行政書士試験研究センター公告

令和2年度行政書士試験の実施

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条第1項の規定による兵庫県知事の委任に係る令和2年度行政書士試験を次のとおり実施する。

令和2年7月7日

一般財団法人行政書士試験研究センター  
理事長 多賀谷 一 照

1 試験期日

- (1) 試験日 令和2年11月8日（日）
- (2) 試験時間 午後1時から午後4時まで

2 試験場所

試験地	試験場	所在地
兵庫県	神戸ポートピアホテル	神戸市中央区港島中町6-10-1
	姫路独協大学	姫路市上大野7-2-1
	神戸学院大学有瀬キャンパス	神戸市西区伊川谷町有瀬518

3 試験の科目及び方法

(1) 試験の科目

試験科目	内容等
行政書士の業務に関し必要な法令等 (出題数46題)	憲法、行政法（行政法の一般的な法理論、行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法及び地方自治法を中心とする。）、民法、商法及び基礎法学の中からそれぞれ出題し、法令については、令和2年4月1日現在施行されている法令に関して出題する。
行政書士の業務に関連する一般知識等 (出題数14題)	政治・経済・社会、情報通信・個人情報保護、文章理解

(2) 試験の方法

- ア 試験は、筆記試験によって行う。
- イ 出題の形式は、「行政書士の業務に関し必要な法令等」は択一式及び記述式、「行政書士の業務に関連する一般知識等」は択一式とする。  
なお、記述式は、40字程度で記述するものを出題する。

4 受験願書及び試験案内の配布と請求方法

配布場所	配布期間
一般財団法人行政書士試験研究センター 〔 東京都千代田区一番町25番地 電話 (03) 3263-7700 〕	ア 窓口配布 令和2年7月27日(月)から同年8月28日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。) イ 郵送配布 令和2年7月27日(月)から同年8月21日(金)まで 住所・氏名、郵便番号記載の返信用封筒(角形2号=A4サイズの願書が折らずに入る大きさの封筒)に郵便切手140円分を貼付し、下記宛先まで郵送で請求すること(令和2年8月21日(金)必着)。 受験願書及び試験案内の請求先 〒252-0299 日本郵便株式会社 相模原郵便局留 一般財団法人行政書士試験研究センター試験課
兵庫県庁(1号館・2号館受付) 兵庫県庁 企画県民部企画財政局市町振興課 神戸県民センター県民交流室総務防災課 阪神南県民センター県民交流室総務防災課 阪神南県民センター西宮県税事務所調整課 阪神北県民局さわやか県民相談室 東播磨県民局総務企画室総務防災課 北播磨県民局総務企画室総務防災課 中播磨県民センターさわやか県民相談室 西播磨県民局総務企画室総務防災課 西播磨県民局龍野県税事務所調整課 但馬県民局総務企画室総務防災課 丹波県民局県民交流室総務防災課 洲本総合庁舎内さわやか県民相談室 兵庫県民総合相談センター	窓口配布のみ 令和2年7月27日(月)から同年8月28日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。ただし、兵庫県民総合相談センターにおいては、常時センター前のラックから取得できる。) 〔 兵庫県庁 企画県民部企画財政局市町振興課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 電話 (078) 362-3098 〕
兵庫県行政書士会 〔 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー13階 電話 (078) 371-6361 〕	窓口配布のみ 令和2年7月27日(月)から同年8月28日(金)まで(土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く。) 

5 受験手続

(1) 郵送による受験申込み

ア 受付期間 令和2年7月27日(月)から同年8月28日(金)まで

イ 申込方法

一般財団法人行政書士試験研究センター試験課へ、簡易書留郵便により郵送すること。

郵送は、受験願書及び試験案内が入っていた封筒を使用し、令和2年8月28日(金)までの消印があるものに限り受け付ける。

なお、兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課での受付は行わないので、注意すること。

ウ 提出書類 受験願書一式

エ 受験手数料 7,000円(納付方法については、試験案内を参考とすること。)

一旦納付された受験手数料は、原則として返還しない。

(2) インターネットによる受験申込み

ア 受験申込み画面への入力

一般財団法人行政書士試験研究センターのホームページ (<https://gyosei-shiken.or.jp>) からインターネット出願画面に接続し、画面の項目に従って必要事項を漏れなく入力すること。

イ 受験手数料の払込み

- (7) 受験手数料(7,000円)は出願画面の指示に従ってクレジットカード(申込者本人名義のものに限る。)又はコンビニエンスストアで払い込むこと。
  - (f) 利用できるクレジットカード  
VISA、Master、JCB、アメリカン・エクスプレス及びDiners
  - (g) 利用できるコンビニエンスストア  
セブン-イレブン、ローソン、ローソン・スリーエフ、ファミリーマート、セイコーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ヤマザキデイリーストア及びニューヤマザキデイリーストア
  - (h) 払込みに要する費用は、受験申込者の負担とする。
  - (i) 一旦払い込まれた受験手数料は、原則として返還しない。

ウ 受付期間

- (7) 令和2年7月27日(月)午前9時から同年8月25日(火)午後5時まで  
この出願システムは、令和2年8月25日(火)午後5時で終了する。  
なお、同日午後5時までに入力を完了していないと、接続中(入力中)であっても申込みができなくなるので注意すること。
- (f) 最終日(令和2年8月25日(火))は大変混雑し、インターネットが繋がりにくくなることが予想されるので、余裕を持って申し込むこと。

(3) 試験に関する問合せ先

一般財団法人行政書士試験研究センター  
電話 (03) 3263-7700

6 特例措置の実施

身体の機能に障がいのある者等で、車椅子の使用、補聴器の使用、拡大鏡の持込みなど、受験に際して必要な措置を希望する者は、事前に申請の手続きが必要となることから、受験申込みをする前に必ず上記問合せ先まで相談すること。

7 合格発表の日時及び方法

- (1) 発表日時  
令和3年1月27日(水)午前9時
- (2) 発表の方法  
一般財団法人行政書士試験研究センター事務所の掲示板に合格者の受験番号を公示(掲示)するとともに、公示後、受験者全員に合否通知書を郵送する。  
また、同センターのホームページ (<https://gyosei-shiken.or.jp>) に合格者の受験番号を登載する。あわせて、兵庫県公報に合格者の受験番号を登載する。

正 誤

○平成21年1月16日付け(兵庫県公報第2047号)  
兵庫県告示第52号(土砂災害警戒区域の指定)中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
8	下から3	相生市龍泉町	相生市竜泉町
	下から7	相生市龍泉町	相生市竜泉町
	下から11	相生市龍泉町	相生市竜泉町
	上から34	相生市龍泉町	相生市竜泉町
	上から38	相生市龍泉町	相生市竜泉町
	上から42	相生市龍泉町	相生市竜泉町

14	上から46	相生市龍泉町	相生市竜泉町
	上から50	相生市龍泉町	相生市竜泉町
	上から54	相生市龍泉町	相生市竜泉町
	上から62	相生市龍泉町	相生市竜泉町
15	下から23	相生市龍泉町	相生市竜泉町
17	上から50	相生市龍泉町	相生市竜泉町
18	下から19	相生市龍泉町	相生市竜泉町
	下から35	相生市龍泉町	相生市竜泉町
20	上から30	相生市龍泉町	相生市竜泉町
	上から34	相生市龍泉町	相生市竜泉町